

埼玉版SDGs推進アプリ提供業務 企画提案募集要領

1 委託業務名

埼玉版SDGs推進アプリ提供業務

2 本業務目的

本県では、「誰一人取り残さない、持続可能な発展・成長をする埼玉県づくり」を目指すため、令和2年度から、企業・団体等がSDGsに取り組む環境を整え、全県的な埼玉版SDGsの推進を図ってきたところである。

今後、より一層の推進をしていくためには、取組主体として県民の参画が必要であり、チラシ・リーフレットの配布、イベント等での広報、講座やセミナーを通じた普及という従来の啓発方法に加え、特に若年層への普及効果が高い手法を新たに講じる必要がある。

そこで、SDGsの基礎知識や埼玉版SDGsの情報発信が可能なアプリを構築し、県民レベルまでSDGsを浸透させることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

4 予算額

9,229,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※本事業の契約に係る上限額（税込み）であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

5 委託業務の内容

「埼玉版SDGs推進アプリ提供業務提案要求仕様書」のとおり。

6 仕様書の提供方法

上記5の仕様書については、誓約書【様式第5号】を提出した事業者に提供する。なお、仕様書の受領の際に、受領者は名刺を提出すること。

7 応募資格

応募できるのは、次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (5) 国・自治体向けスマートフォンアプリ開発及びアプリCMSを提供した実績(平成27年4月1日以降に履行したものに限る。)を有すること。

8 企画提案競技参加及び参加資格の申込

(1) 提出物

ア 埼玉版SDGs推進アプリ提供業務に係る企画提案参加申込書【様式第1号】

イ 会社概要【様式第2号】

※併せて会社概要パンフレット等を添付してください。

ウ スマートフォンアプリ開発及びアプリCMS提供実績調書【様式第3号】
(2) 提出方法

持参、又は郵送で提出すること。また、郵送の場合は、原則として書留とすること。

〈提出先〉

埼玉県企画財政部計画調整課 SDGs推進担当
 (住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎2階
 (電話) 048-830-2284

(3) 提出期限

令和3年4月16日(金) 午後5時まで

ア 持参の場合 月～金曜日 午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合 提出期限の前日までに必着。

(4) 参加資格確認結果

参加に必要なとされる要件を確認した後、結果を令和3年4月20日(火)までに電子メールで通知する。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の要件で書類を提出すること。

(1) 提出物
ア 企画提案書

- ・埼玉版SDGs推進アプリ提供業務企画提案書を提出すること。
- ・日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ・A4判、概ね30ページの範囲内で作成すること。
- ・実施スケジュール等、必要に応じてA3等サイズの異なる用紙を用いることを可とするが、企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。
- ・提案内容に情報技術等に関する専門用語を含む場合は、用語の説明を付すなど可能な限り簡潔且つ明瞭に記載すること。
- ・実績等について、パンフレット等がある場合は、企画提案書とは別に添付してもよいものとする。

イ 見積書(任意の様式)

- ・埼玉版SDGs推進アプリ提供業務委託提案要求仕様書「2 プロジェクト推進要件」から「7 納品要件」までに対応した小計金額を記載すること。
- ・金額は日本国通貨で、消費税抜きで表記すること。
- ・消費税を含めた額が予定価格を超過した場合は失格となるので注意すること。

(2) 提出書類部数

提出資料の部数は、下表の通り。

なお、アについては電子ファイル(PDF、Microsoft Word、Microsoft PowerPointのいずれか)を収録した電子媒体(DVD-R等)1部を提出すること。

項番	項目	印刷物部数
ア	企画提案書	10部
イ	見積書(任意の様式)	正1部 副9部※
ウ	会社概要(任意の様式)	10部

※副については、コピーでよい。

(3) 提出方法

持参、又は郵送で、全て一括して提出すること。また、郵送の場合は、原則として書留とする

こと。

〈提出先〉

埼玉県企画財政部 計画調整課SDGs推進担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎2階

(電話) 048-830-2133

(4) 提出期限

令和3年4月27日(火) 午後5時まで

ア 持参の場合 月～金曜日 午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合 提出期限の前日までに必着。

(5) 企画提案書の必須記載項目

ア 仕様書に示された「提案事項1～10」までの全ての事項について記載すること。

イ ICTに関する専門的な知識の有無に関わらず審査を行えるよう、提案内容は極力分かりやすく詳細に記載するよう配慮すること。

(6) その他要件

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を本県の承諾なしに変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

10 質問事項受付

募集要領の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和3年4月8日(木) 午後5時まで

(2) 受付方法

募集要領の内容等に関する質問書【様式第4号】に記入の上、電子メールで提出すること。

(提出先アドレス) a2130-06@pref.saitama.lg.jp

提出の際の件名は「【質問書】埼玉版SDGs推進アプリ提供業務」とすること。

また、到達の確実を期するため電子メール送信後、提出日のうちに電話で着信の確認を行うこと。

受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、企画提案競技の手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、仕様書受領者全てに令和3年4月12日(月) 午後5時までに電子メールで回答する。

11 契約先候補者の選定方法

契約先候補者の審査については、次のとおりとする。

(1) 第一次審査(書類審査)

ア 企画提案書及び応募資格ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。ただし、応募者が3者以下の場合は、応募資格ほか提出書類を確認後、以下「(2) 第二次審査(プレゼンテーション)」の審査のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は応募者全員に電子メールで連絡する。

ウ 第一次審査通過者は、3者を想定している。

エ 第一次審査通過者には、第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

オ 審査結果の通知は令和3年5月中を予定している。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

ア プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づくものとし、提案者が訴求したい点等に

ついて説明を行うこと。

- イ プレゼンテーションは埼玉県が定めた日程で行うこと。
- ウ 埼玉県からの質疑については、応答すること。
- エ プレゼンテーションの時間は30分以内、質疑の時間を20分以内とする。
- オ プロジェクター、スクリーン等の投影機器については、埼玉県が用意する。説明用のパソコンは、提案者にて準備すること。
- カ プレゼンテーションの日時等は第一次審査の通過者に第一次審査の結果とともに電子メールで連絡する。
- キ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。
- ク プレゼンテーションに参加する人数は1提案者3名以内とし、入室した者が分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。
- ケ 審査の結果は、5月中にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。
- コ 緊急事態宣言の発出などにより、対面形式でのプレゼンテーションが困難な場合には、オンラインでの提案説明形式など別の手法で対応するものとする。

1.2 失格要件

企画提案書の必須項目である「提案事項1～10」までの全ての事項について記載していないものは失格とする。

1.3 契約先候補者の決定方法

県は業務に関する企画提案競技審査委員会により、提出された企画提案書及びその他提出書類を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。

1.4 契約の相手方の決定方法

業務内容に関する細目事項等について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

また、協議の上、企画提案の一部を変更する場合もある。

1.5 契約保証金

- (1) 「1.4 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の1以上)を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

1.6 その他留意事項

- (1) この企画提案競技に関して要した費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 埼玉県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案競技及び契約以外の目的で使用することは禁止する。

1.7 配布資料

- (1) 募集要項
- (2) 募集要項【様式第1号】 埼玉版SDGs推進アプリ提供業務に係る企画提案参加申込書
- (3) 募集要項【様式第2号】 会社概要
- (4) 募集要項【様式第3号】 スマートフォンアプリ開発及びアプリCMS提供実績調書
- (5) 募集要項【様式第4号】 質問書
- (6) 募集要項【様式第5号】 秘密保持に関する誓約書
- (7) 埼玉版SDGs推進アプリ提供業務委託提案要求仕様書、別紙1～3

18 スケジュール

日程	内容	備考
4月1日(木)	公募(ホームページ掲載)	
4月8日(木)午後5時まで	質問の提出期限	
4月12日(月)午後5時まで	質問に対する回答(県)	
4月16日(金)午後5時まで	企画提案競技参加及び参加資格の申込締切	
4月20日(火)午後5時まで	資格確認結果通知(県)	
4月27日(火)午後5時まで	企画提案書の提出期限	
5月11日(火)午後5時まで	第一次審査(書類審査)の結果通知(県)	
5月14日(金)	プレゼンテーション	参加が必須要件
5月中	業者決定通知・契約締結	

19 担当窓口・提出先

<p> ■名称 埼玉県企画財政部計画調整課 SDGs推進担当 ■所在地 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 (本庁舎2階) ■電話番号 048-830-2133(直通) ■メールアドレス a2130-06@pref.saitama.lg.jp </p>
